

案 件

旧市立くすの木園の跡地活用について

障害企画課

1. 政策等の背景・目的及び効果

令和2年4月1日に民営化された市立くすの木園については、令和4年11月1日からは運営法人が旧市立くすの木園用地に整備した新園舎で運営が行われることに伴い、旧市立くすの木園用地についても令和4年12月31日をもって本市に返還され、令和6年3月に建物の解体工事が完了しました。

当該用地においては、障害者が自ら生活の場を選択し、住み続けたいまちで住み続けられるように、重度障害者の自立した生活を支援するグループホームの設置等に向けた取組を進めています。

こうした中、当該用地内において焼却炉の稼働履歴があることから、今後の整備に先立ち地歴調査及び土壌調査を実施するものです。

2. 内容

(1) 土地の概要

所在地： 津田東町2丁目 2608番3

地積： 4484.57 m²

登記地目： 宅地

区域区分： 市街化調整区域

建蔽率・容積率： 60%・200%

【参考】旧園舎の建築面積 484.3 m²



(2) 本市の現状

重度障害者の自立した生活を支援するため、当該用地においては、民営のグループホームの設置に向けて取り組むとともに、地域生活支援拠点等の体制整備を行う予定としており、現在、具体的な事業形態を検討するにおいてサウンディング等を行っているところです。

(3) 地歴調査・土壌調査について

当該敷地内において焼却炉の稼働履歴があることで、土壌中にダイオキシン類が含まれているおそれがあるため、地歴調査及び土壌調査を実施します。実施にあたり事業者への委託を行う必要があるため、9月定例会月議会において補正予算として計上するものです。

3. 今後のスケジュール

令和6年8月 市民福祉委員協議会で報告

9月 必要となる事業費を9月定例会月議会で補正予算として計上
地歴調査・土壌調査の実施に係る手続きの開始

令和7年3月 調査結果において土壌汚染がなければ、整備に向けた手続きを進めます。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標 10 障害者が自立し、社会参加ができるまち



5. 関係法令・条例等

ダイオキシン類対策特別措置法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 4,940 千円 跡地に係る地歴調査及び土壌調査等の費用（委託料）

《財 源》 4,940 千円 一般財源